日本の農業問題

「農家の高齢化」と「農家数の減少」

佐賀大学経済学部経済システム課程総合政策コース

橋本　大樹

目次

はじめに
一章　日本農業の現状
二章　農業問題の要因
三章　解決策
　　１　農業法人
　　１.１　農業法人とは
　　１.２　法人の種類
　　１.３　農業法人について
　　ⅰ）会社法人
　　ⅱ）農業協同組合法による法人
　　１.４　農業生産法人
　　ⅰ）　農業生産法人の要件
　　ⅱ）　農業生産法人と農地法の特例
　　ⅲ）　会社法人と農事組合法人の特徴
　　１.５　解決策１　考察
　　２　第六次産業化
　　２.１　第六次産業化とは
　　２.２　第六次産業の特徴
　　ⅰ）「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）」の概要
　　ⅱ）「総合化事業計画」の認定
　　ⅲ）「総合化事業計画」の認定後の支援等
　　２.３　第六次産業の例
　　ⅰ）加部島特産の甘夏みかんの生産・加工・ 販売　（佐賀県唐津市）
　　ⅱ）安全・安心に基軸をおいた野菜の生産・ 加工・販売 農業生産法人有限会社 四位農園（宮崎県小林市）
　　２.４　解決策２　考察
４章　考察
おわりに

はじめに

私の実家は農家である。大学に入学して、時間に余裕が出来たので実家の農業の手伝いをしていた。手伝いをしていくうちに、農業に興味を持ち、卒業後には実家を継いで農業をしようとまで思った。高校の頃に、このように考えていたら農業学校または農学部に進学し、農業についてより深く学ぶことが出来たかのかもしれないが、高校の頃の私は将来についてそこまで考えておらず、今現在、経済学部に在籍している状況である。

今まで、経済学部的視線で農業を見たことがなかったので、将来農家を継ぐとして何か生かせるものを調べようと思いしらべたところ、「農業法人」「第六次産業」というものを知ることができた。一方、日本の農家の現状なども調べたところ、日本の農家は「数の減少」「高齢化」という問題に直面しているということも分かった。

この農業問題を、「農業法人」「第六次産業」という２つの方法で解決できるのではないかと考え考察してみたいと思った。この考えより、日本の農業問題の解決策として「農業法人」「第六次産業」を用いて検証していく。

一章　日本農業の現状

日本の農家の現状として、日本の「農家数」と「農家の年齢」の推移を見ていきたいと思う。

最初に「農家数」の推移を見ていく。（グラフ１）グラフを見て分かるように、日本の農家数は「総数」「専業」「兼業」ともに年々減少している。（専業とは、世帯員中に農業以外に収入を得ているものが１人もいない農家であり、兼業とは、専業以外の農家である）昭和５５年は「専業」６２.３万人「兼業」４０３.８万人であるのに対し、平成１２年には、「専業」４２.６万人「兼業」１９１.１万人、平成２２年には「専業」４５.１万人「兼業」１１８万人と、昭和５５年から平成２２年までの間に「専業」は約３分の２に、「兼業」は約４分の１にまで減少している。このことから、日本の農家数は年々減少していることが分かる。

次に、「農家の年齢」の推移を見ていく。（グラフ２）グラフより、「１６－１９」、「２０－２９」、「３０－３９」、「４０－４９」という４つの層が年々減少していること分かる。「５０－５９」、「６０－６９」、「７０－」も減少はしているが、前者の４つよりは緩やかである。「１６－１９」は昭和６０年７０．４万人であるのに対し平成２２年には３０．１万人と半分以下にまで減少している。その他も「２０－２９」は１８１．７万人から５７．４万人と約３分の１に、「３０－３９」は２０１．５万人から５３．４万人と約４分の１に、「４０－４９」も、１７９．２万人から６２万人と約３分の１に減少している。後者の「５０－５９」「６０－６９」「７０－」も減少はしているがどれも２分の１以上は減少していない。このことから、日本の農家が年々高齢化していることが分かる。

以上より、日本の農家の現状として、「農家数の減少」「農家の高齢化」が進んでいるこ

とが分かる。

グラフ１　日本の農家数（単位：1,000 人）

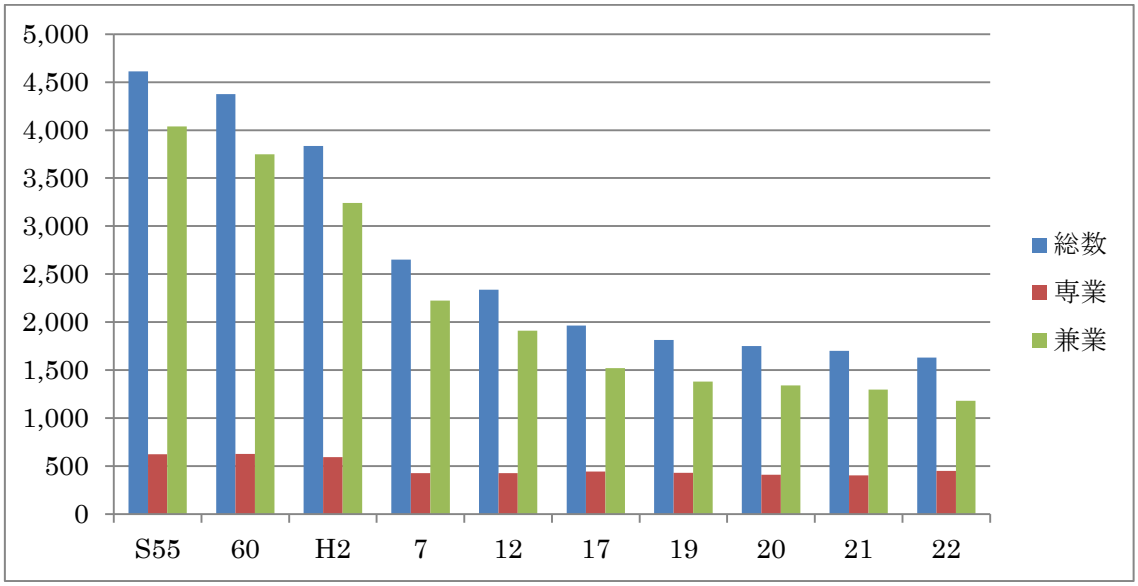

グラフ２　日本の農家の年齢（単位：1,000 人）

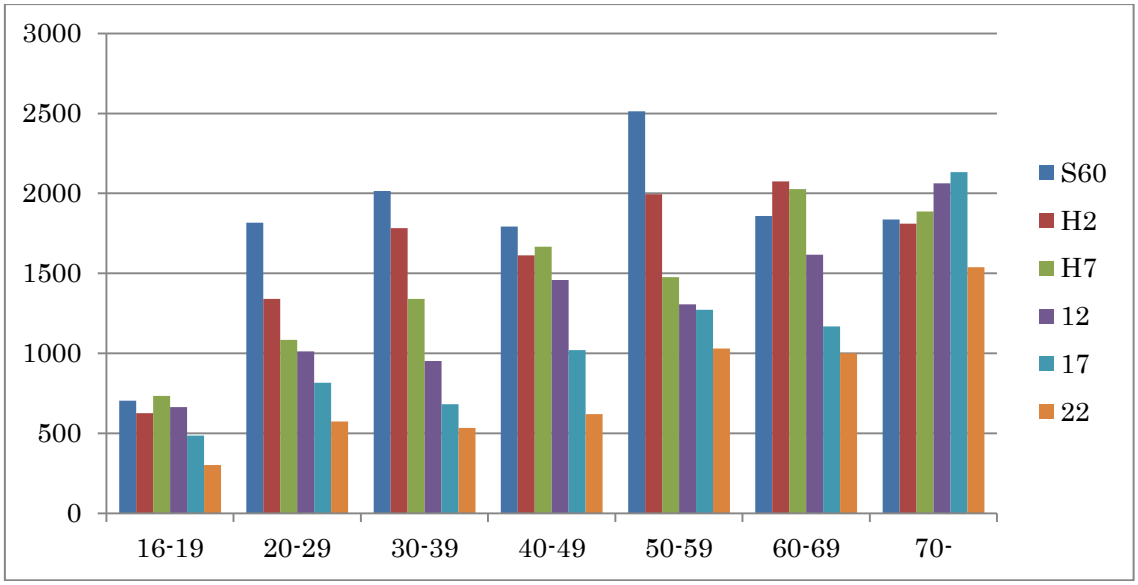

二章　農業問題の要因

農家の「高齢化」と「減少」　要因

この章では、農業問題である「農家の高齢化」「農家数の減少」の要因について考えていく。これらの問題の要因は

ⅰ　若者の農業離れ　　ⅱ　農業の低収入性　　ⅲ　新規参入のしにくさ

の３つであると考えられる。

最初に「若者の農業離れ」であるが、高度経済成長による若者の農業離れが原因と考えられる。高度経済成長により、大学進学率が向上し、若者が都市に流れた。戦前～戦後すぐの頃は中学卒業後に労働する若者も少なくなく、大学進学は一部の富裕層しかしない時代であった。しかし、高度経済成長期には新幹線の開業や鉄道の電化・高速化、高速道路網の完成、ニュータウンの開発で若年層の団地住まいへの憧れを経て、農業をする若者が激減したといわれている。1960 年代は中学・高校卒業後に田舎を捨て集団で東京の会社へ就職する『集団就職』という言葉が流行るほどであった。このことが、農家の高齢化につながったと考えられる。また、若者が都会に出てしまい、農村は高齢者社会となり、医師の不足、個人商店の倒産、公共交通機関の衰退、などにより人口転出に歯止めがかからなくなり、高齢化が進むという悪循環に陥っていると考えられる。グラフ３は年齢別の農家の世帯員のグラフである。「１６－１９」の若者の層は１９５５年には約２８１万人であるが１９６０年には約２３４万人、１９６５年には約２１２万人、１９７５年には１５１万人と２０年間で半分になっている。このことから、若者の農業離れが進み、「農家の高齢化」、「人口転出」による「農家数の減少」につながっていると考えられる。

グラフ３　農家の年齢別世帯員数

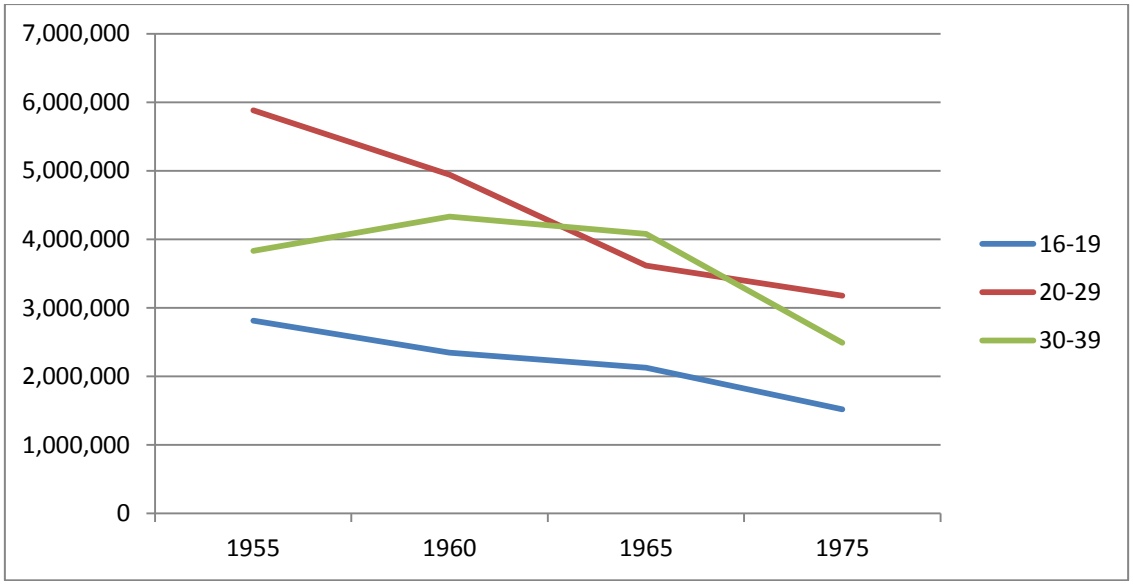

次に「農家の低収入性」についてである。平成 20 年での「農家全体」と「民間職全体」との平均収入を比べてみると、

農家全般　　700 万円

民間職全般　437 万円

となっている。平均収入だけを見ると「農家全体」のほうが「民間職全体」より多いよう

に思える。しかし、農業の特徴の一つとして、年収に対する経費率が非常に高いという特徴がある。苗木・種、肥料、農薬、危機・器具の定期的導入などの必要経費を引くと約 200 万円程度になり、「民間職全体」（437 万円）の半分以下となる。また、不作などで収入が不安定であることも定収入の要因の１つといえる。収入が低いため、農家を辞める、後継ぎを断るなどということが起こり、それが農業問題につながると考えられる。

最後に「新規参入のしにくさ」についてである。農業は初期投資などが多く、新規参入がしにくい。（表１）例えば、いちごをパイプハウスで栽培しようとするときには、就農時の施設等の初期費用として１，５３０万円、栽培時初期投入資材費として９０万円、合わせて１６３０万円が必要になる。さらに、この金額に土地代などがプラスされる。就農時の施設等の初期投資は一番安くても、５００万近く掛かる。また、就農初期は経営が安定しないため、農業所得で生活できるまでに 3～5 年掛かる。初期費用が高いので新規参入が起きにくく、そのことが農業問題につながっていると考える。

表１

	栽培面積（a、苗床）	就農時の施設等の初期投資（万円）	栽培時初期投入資材費（万円）
いちご(パイプハウス)	20	1,530	90
夏秋トマト(パイプハウス)	40	960	66
夏秋きゅうり（露地）	30	455	59
水稲(3ha 規模)	300	1,100	67

以上のことより、農業問題を解決するためには、

ⅰ　若者の農業離れ　　ⅱ　農業の低収入性　　ⅲ　新規参入のしにくさ

の３つの問題を解決することが必要である。

三章　解決策

「農家数の減少・高齢化」問題の解決するためには、

ⅰ　若者の農業離れ　ⅱ　農業の低収入性　ⅲ　新規参入のしにくさ

これらの問題を解決する必要がある。これから、ⅰ～ⅲの問題を解決するための解決策を述べていく。

解決策１　農家法人

１.１　農業法人とは

「農業法人」とは、法人形態によって農業を営む法人の総称である。「法人」とは、法律に基づき、団体に法律上の「人格」を与えられたものであり、一般の人間と同じように法律上の権利・義務の主体となることができる。つまり、会社形態で農業を営むことである。

また、農業法人は、制度の面から「会社法法人」と「農事組合法人」に分けることができる。「会社法法人」とは、会社法により規定される「営利の追求」を目的とする法人で、株式会社が代表例としてあげられる。また「農事組合法人」とは、農業協同組合法により規定される法人で、農業経営等を法人化するため、農業独特のものとして設けられたもので、「組合員の共同利益の増進」を目的とする、いわば協同組織的性格を有す。グラフ４は、現在の農業法人の数である。１９７０年は「農業法人全体」で2,７４６団体であるが、１９８０年には3,２００団体に、そして２０１０年には１１,８２９団体と、今日、農家数が減少するなかで,「農業法人」だけが４倍近くに増加している。このことからも、「農業法人」に「農家の高齢化」「農家数の減少」という問題を解決するための手がかりがあるように思われる。

グラフ４　現在の農業法人の数

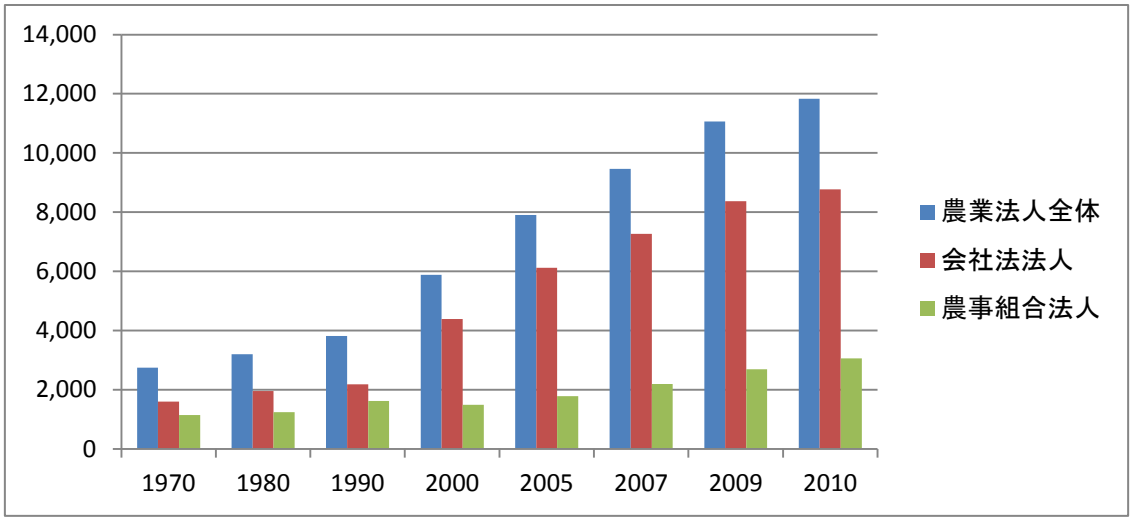

１.２　法人の種類

ここでは、法人の種類について見ていく。法人とは、人（法人に対して、特に自然人という）以外のもので、法律によって権利能力が認められたもの（団体・組織）である。自然人と同様に社会生活上の権利をもつことができる主体と認められることにより、法人として契約等の法的取引が可能となる反面、納税等の義務や不法行為に対する責任を負う。

法人には、一定の目的のための人の結合体である社団法人と、一定の目的に捧げられた財産である財団法人の２種類があり、いずれの法人も民法、その他商法、協同組合法等の法律に基づき設立され規制されている。その目的や性格により「公益法人」「特定非営利活動法人」「営利法人」「中間法人」に分類される。

・「公益法人」は、公益すなわち不特定多数の者の利益を目的とする法人で、民法に基づき認可された社団法人、財団法人等がある。

例　民法法人（社団法人・財団法人）（民法）・学校法人（私立学校法）

・「特定非営利活動法人」は、ボランティア活動等不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする法人であり、特定非営利活動法人法に基づき認証された法人で、一般的には「ＮＰＯ法人」といわれている法人である。

例　ＮＰＯ法人（特定非営利活動法人法）

・「営利法人」は、商行為その他の営利行為を行うことを目的とした法人で、会社法に基づき設立される株式会社等一般的に「会社法人」といわれている法人である。

例　株式会社・合資会社・合名会社・合同会社（会社法）

＊以前は「有限会社」の「営利法人」も存在したが、2006 年 5 月 1 日の会社法施行に伴い根拠法の有限会社法が廃止され、それ以降は設立できなくなったため現在は存在しない。なお、既在の有限会社は、従前の規律を維持し「特例有限会社」として存続する。

・「中間法人」は、相互扶助ないし、共同の利益増進を目的とした法人で、協同組合法等特別法に基づき設立される農業協同組合、労働組合、中間法人等がある。

例　協同組合（各種協同組合法）・農事組合法人（農業協同組合法）
中間法人（中間法人法）・共済組合（各種共済組合法）
労働組合（労働組合法）・その他

以上のとおり、法人は法律に基づき設立され、運営されなければならない。地域営農集団や、任意の機械利用組合は、人の結合体（社団）であるが、法律に基づいて設立された組織でないため、法人として認められず、土地の売買契約や、賃貸借契約を組織名で行うことができない。ただし、税法上は、「人格のない社団」という「みなし法人」の定めがあり、法人税の課税対象になることもある。

１.３　農業法人について

農業を営むことを目的とする「農業法人」を設立する場合、制度上大きく分けて二つの方法がある。１つは会社の形態をとる会社法人ともう１つは、組合の形態をとる組合法人である。

会社法人は営利行為を行うことを目的とした法人であり会社法に定められている「株式会社」・「合名会社」・「合資会社」・「合同会社」の４種類がある。

組合法人は、組合員の共同の利用増進を目的とした法人で農業協同組合法に定められている「農事組合法人」である。この法人は、農業だけに限定された法人であることと目的の相違から会社法人と比較した場合、事業や組織運営上の制限など大きな違いがある。それぞれの法人の主な特徴は次のとおりである。

ｉ）　会社法人

会社法人は４種類あるが、その基本的な違いは第１に出資者の責任範囲が、有限責任か、無限責任かの違いである。第２に出資者を特定の人に限定するか広く募集するか公開性の違いにある。

有限責任＝出資者は、自分の出資額の範囲内で会社に責任を負う

無限責任＝出資者は、会社と連帯して全ての責任を負う

・　株式会社

資本金を細分化した株式を発行し、広く多くの人から大きな資本を集めることができる。なお、資本金の制限はない。株式の所有者（出資者のこと）を株主という。株主は有限責任で、株式の売買は自由である。ただし定款で株主の譲渡制限を定めることができる。また一般の株主は経営には参画せず、経営は取締役会が行う。このように株式会社は、資本と経営を分離し、人的関係よりも資本の結びつきの色彩が強い会社である。

・　合名会社

社員（出資者のこと）は無限責任を負い、原則として全員が代表権を有する。従って、家族や親族等人的信頼関係に立つ少人数の共同経営の会社である。

・　合資会社

合名会社の出資者は無限責任社員だけなのに対し、合資会社は無限責任社員と有限責任社員とでなる会社で、会社の経営は無限責任社員が、執行する。社員の出資持分の譲渡は制限されており、しかも有限責任社員が、いなくなれば、解散するか、合名会社への組織変更が必要となり、人的な結合の強い会社である。

・　合同会社

合同会社は有限責任社員のみで構成され、かつ組織の内部自治を認める新しい会社類型で、創業やジョイントベンチャーなどの活用が期待されている。株式会社とは違い、利益や権原の配分が出資金額の比率に拘束されない。また、取締役会や監査役も設置する必要がない。ただし、意志決定は、原則として社員全員の同意で行い、業務執行も各社員が行うこととなる。（定款で一部の社員のみを業務執行社員と定めることも可）

ⅱ）　農業協同組合法による法人＝農事組合法人

農業だけに限定された組合法人であるので、設立にあたっては、３人以上の農業者が発起人となることが必要である。また設立後も組合員は３名以上いることが要件となる。

農事組合法人には、出資制農事組合法人と非出資制農事組合法人があるが、農業経営を行う場合は、出資制の農事組合法人でなければならい。なお、取り組める事業の範囲は、農業協同組合法で次のとおり定められている。

・農業に係る共同利用施設の設置又は、農作業の共同化に関する事業

・農業経営の事業（これとあわせ行う林業）

・前記に掲げる農業に関連する事業

以上の事業のうち、農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業のみを行う農事組合法人は通称１号法人と言われ出資制と非出資制のどちらでも良いことになっています。農業経営を行う農事組合法人を通称２号法人といい、必ず出資制でなければならない。なお２号法人は、上記の事業全てを行うことが可能である。

１.４　農業生産法人

農業を行う場合、農地等を利用して行う経営と農地等を利用しないで行う経営がある。このうち、農地等を利用して事業を行う法人は、農地法で定められた農業生産法人の要件を備えることが必要となる。農業生産法人とは、農地等の権利（所有権及び賃貸借権等の使用収益権）の取得が認められる法人を意味し、農地法上で規定している呼び名である。農業生産法人の要件の１つとして、法人の種類が定められている。認められている法人は、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社及び株式会社の５種類である。

さらに、事業要件、構成員要件、経営者責任要件があり、これらの要件を全て満たしていることが必要である。

＊「農業法人」は、農業を事業目的とする法人の総称で、「農業生産法人」は、農地の権利取得が認められる法人と農地法で規定された名称である。「農業生産法人」は、農地法に基づいて設立される法人との誤解があるが、農地法では法人設立の条文はなく、会社法や農協法に基づいて設立された法人のうち、農地の権利を取得できる一定の要件を定めて、この要件を満たす法人を「農業生産法人」と総称している。

ｉ）　農業生産法人の要件

・　法人形態の要件

「農業生産法人」の法人形態の要件としては、「農事組合法人（＊１）」、「持分会社（合名会社、合資会社、合同会社)」、「株式会社（「公開会社」でないものに限る）（＊２）」であることが要件となる。

＊１　農業協同組合法による農事組合法人も農業法人に含まれるが、農業生産法人としては「２号法人」に限られる。

＊２　「公開会社」とは、株式の譲渡制限の無い会社のことを言う。一方、「自社が発行する全ての株式の譲渡を制限している」会社を「株式譲渡制限会社」と言う。農業生産法人としては「株式譲渡制限会社」に限られる。

・　事業要件

法人の主たる事業が農業（農業に関連する事業等も含む）であることが必要であり、具体的には、直近３ヶ年におけるその農業に係る売上高が、当該３ヶ年における法人全体の売上高の過半を占めていることである。

① 農業とは、農地を耕作して行う水田・畑作・果樹等の他、養畜・蜂も含まれる

② 農業に関連する事業等とは、

ア．農畜産物を原料または材料として使用する製造・加工

イ．農畜産物の貯蔵・運搬または販売

ウ．農業生産に必要な資材の製造

エ．農作業の受託

オ．農業と併せ行う林業（材木育成のための植林・撫育・伐採や製炭も含む）

カ．農事組合法人において、農業と併せ行う共同利用施設の設置・共同作業

③　①、②以外の事業

ア．キャンプ場

イ．造園

ウ．除雪　等

・　構成員の要件

構成員とは、法人を組織している出資者のことである。出資者については、法人の根拠となっている法律で定められている。合同会社、合名会社及び合資会社は「社員」、農事組合法人は「組合員」、株式会社は「株主」のことで、全員が次のいずれかに該当することが必要である。

A　農地等の権利を提供した個人

法人に農地を現物出資または売り渡して所有権を移転した者法人に農地等を貸付け、使用収益権（賃借権等）を設定または移転した者

B　法人の農業（農業関連事業等含む）の常時従事者

その法人の行う農業に年間 150 日以上従事していること。その法人の行う農業に従事する日数が 150 日に満たない者にあっては、その日数が年間次の算式（＊１）により算出される日数（60 日未満のときは 60 日以上）であること

C　農地保有合理化法人

D　農業協同組合・農業協同組合連合会

E　地方公共団体

F　アグリビジネス投資育成（＊２）

G　法人の行う事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して受ける者又は法人の事業の円滑化に寄与する者

ただし、株式会社にあってはＧに該当する者１人（１社）の議決権は、総数の 10 分の１以下で、かつＧに該当する者の有する全議決権は、総議決権の４分の１以下に制限される。

また、持分会社にあっては、G に該当する者の数が、社員の総数の４分の１以下に制限されている。

具体的な例として

ア　産直契約をしている個人

イ　ライセンス契約を結んでいる種苗会社

ウ　農畜産物の購入契約を結んでいる食品メーカー・スーパー・生協

　　・流通業者

エ　農産物宅配の運送契約を結んでいる運送業者

オ　堆肥・苗木の供給契約を結んでいる農業資材業者
カ　農作業委託者

＊1
その法人の行う農業に必要な年間総労働日数／その法人の構成員数×２／３
＊２農業法人の発展をサポートするため、農業法人投資育成制度が法律（農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措 置法）により創設された株式会社。業務をおこなうため、ＪＡグループと(株)日本政策金融公庫の出資により設立され、 農林水産省の監督を受ける機関である。

・ 業務執行役員の要件
法人の農業（農業関連事業等も含む）の常時従事者たる構成員が、役員（取締役・理事）の過半数を占め、かつその過半をしめる役員の過半数の者が農作業に従事しなければならない。

ⅱ） 農業生産法人と農地法の特例

・ 小作地の所有制限の適用除外
法人の構成員が法人に貸し付けた小作地に対しては、小作地の所有制限を適用しない。
・ 農業委員会への定期報告
農業生産法人は、毎年、営業年度終了後３ヶ月以内に「農業生産法人報告書」を農業委員会に提出しなければならない。定期報告しなかった場合、罰則規定により過料 30 万円が処せられる。
・ 農業生産法人の要件を欠くおそれのある場合
① 農業委員会は、その法人に対し必要な措置をとるべきことを勧告する。
② 勧告を受けた法人が、所有する農地等を譲渡する旨農業委員会に申出た場合、農業委員会に農地等のあっせんに努めなければならない。
・ 農業生産法人の要件を欠いた場合
①農業生産法人が要件を欠いた場合は、農業委員会は、その法人の所有する農地等、その法人に貸し付けられている農地等、買収すべき農地等を公示し、その所有者に通知する。
②公示があったときは、その法人は３か月以内に再び農業生産法人になるための要件を備えるよう努力し、その要件をすべて回復すれば公示は取り消しされ、買収は免除される。
③３か月以内に要件を回復することができなかったときは、その後３か月以内に、その法人は買収対象となる農地等を譲渡し、その法人に貸し付けている農地等の所有者は返還を受けなければならない。その期間を過ぎてもそれが実施されない場合は、その農地等は最後の手段として国が買収する。

ⅲ）会社法法人と農事組合法人の特徴

ここで「会社法法人」と「農事組合法人」の特徴を表２に記しておく。

表２

	会社法法人（株式会社）	農事組合法人
根拠法	会社法	農業協同組合法
目的と性格	商行為その他営利行為を行うことを目的とする･経営外部から資金を集めやすい	・協業を図ることにより組合員の共同の利益を増進することを目的とする ・他の法人が資本的であるのに対し、労働的である
事業	営利事業一般	・機械や施設を設置して行う共同利用及び農作業の共同化 ・農業経営及び農業と併せて行う林業 ・その農業に附帯及び関連する事業
構成員	・資格　制限なし ・数　１人以上	・資格　農民等で定款に定める者 ・数　３人以上（上限なし）
発起人	１人以上	３人以上の農民
出資	・現金出資と現物出資 ・株券の発行は任意	・現金出資と現物出資 ・出資は１口均一
資本金	制限なし	制限なし
雇用労働力	制限なし	・法人の事業に常時従事する者のうち組合員及び組合員と同一世帯に属する者以外の者が常時従事者数の２／３以下であること

１.５　解決策１　考察

ここでは、解決策１「農業法人」が解決策になるのかを考察する。「農業法人」のメリットは、法人化するということによるメリットである。法人化することにより、以下のメリットができる。

・ 経営の独立と所有関係の明確化

記帳義務が生ずることにより家計と経営が分離され、経営者の意識改革が期待される。このことにより、経営の内容を明確に把握することができ、経営上の問題点や課題等を認識し、効率的な経営管理ができるようになる。

・ 取引先や金融機関に対する信用力が向上

事業の拡大により農協や金融機関から融資を受ける場合も、法人の信用力は個人より大きく、融資条件面で有利な資金調達ができる。また資材の購入や農産物の販売面でも有利な条件で取引が可能となる。

・ 就業条件の整備

一人でも従業員を雇用した場合、労働保険や社会保険への加入義務が生じるが、社会保険を完備することにより、事故や疾病の際の不安や老後の不安が解消される。就業業規則（１０人以上採用する場合）を整備することにより、労働時間や給与規定などが整備され就業条件が明確になる。

・ 有能な人材や従業員の確保

就業条件の整備により、従業員の待遇が向上することになり有能でやる気のある人材の確保が可能となる。経営者の子供や家族でなくとも、構成員や従業員の中から後継者を確保することが可能となる。 また、法人の種類も「会社法法人」「農事組合法人」とそれぞれの特徴（表２）があるため、「これから一人で農業法人を始めたい」という人は、「会社法法人」を、農家で「一人では不安だから周りの人たち何人かで農業法人を作りたい」という人は「農事組合法人」というように、自分の考えにあった法人を設立することが可能である。

これらのメリットは農業問題の要因を解決すると考える。「就業条件の整備」「有能な人材や従業員の確保」により、「農業をはじめたいけど、何年か修行したい」「農業をしてのんびり暮らしたい」という若者などが集まり、ⅰ）若者の農業離れ　ⅲ）新規参入のしにくさ　という問題の解決になる。「経営の独立と所有関係の明確化」「取引先や金融機関に対する信用力が向上」により、費用の節約やそのための工夫、信用力向上による有利な条件で農産物を販売できるなど、ⅱ）農業の低収入性　の解決につながると考える。以上の考察から「農業法人」は日本の農業問題の解決策になると言える。

解決策２　第六次産業化

２.１　第六次産業化とは

第六次産業とは、第一次産業に関わる農林水産業者が、第二次産業の加工、第三次産業の流通・販売にも一貫して取り組むことである。1、2、3 を足しても掛けても 6 になることから 第六次産業と呼ばれる。資源を供給する第一次産業はどうしても他の産業に比べて収入が低くなってしまう傾向にあり、 物価の下落が進めば進むほど、製造・加工を行う第二次産業や流通・販売を行う第三次産業は原価が安く抑えられるところから資源・商品を仕入れようとし、第一次産業は物価の下落をダイレクトに受けることになる。 そのような第一次産業の弱さを補う解決策の一つが「第六次産業」である。経営の多角化を進め、今まで第二次、第三次産業の事業者が得ていた付加価値を得て“儲かる”農林水産業を実現するのが狙いであり、農林水産省が中心となって六次産業化を推進していて、農林水産省食料産業局長の針原寿朗氏も、「・・・私どもの考えている 6 次産業化というのは、農業の周辺にある関連産業（食品産業、肥料や農薬、資材などの産業）を含めた業界規模、産出額でいうと 100 兆円をどう成長させるかという点に焦点を当てているものだという点です。 10 兆円と言われている 1 次産業の産出額を 20 兆円にする方法、そして同時に関連産業も 100 兆円からどんどん飛躍していく。つまり農業と関連産業が WIN WIN の関係になって、共にお互いを補いながら長所を伸ばし合う。そして日本を元気にすること、それこそが 6 次産業化の本質なのです。・・・」と述べていることから、「第六次産業」には、所得向上、雇用確保、地域活性化などの効果も期待できる。また、2011 年 3 月、生産者が加工や販売に取り 組みやすい環境をつくるため、国の予算で支援を受けられる「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化法）が施行された。

２.２　第六次産業の特徴

第六次産業の一番の特徴としては、農林水産省が第六次産業化を推進しているということである。推進の目的は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等（いわゆる「六次産業化」）に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与すること」である。

平成 23 年 3 月 1 日には、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」、通称「六次産業化法」が施行された。六次産業化法は、地域資源を有効に活用し、農林漁業者等による事業の「六次産業化」に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策（「地産地消等」）を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目指している法律である。

ⅰ)「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法)」の概要

第六次産業の特徴の一つである「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下、六次産業化法)」の概要について述べていく。前文に「・・・しかるに、我が国の農林漁業及び農山漁村は内外の様々な問題に直面しており、農林水産物価格の低迷等による所得の減少、高齢化や過疎化の進展等により、農山漁村の活力は著しく低下している。我々は、一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す六次産業化の取組と、地域の農林水産物の利用を促進することによる国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の取組が相まって、農林漁業者の所得の確保を通じて農林漁業の持続的かつ健全な発展を可能とするとともに、農山漁村の活力の再生、消費者の利益の増進、食料自給率の向上等に重要な役割を担うものと確信する・・・」とある。この前文で「六次産業化法」は、「農林水産物の価格低迷による所得の減少」、「高齢化や過疎化の進展」が農山漁村の活力の低下の原因であると述べている。その解決法として、「地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す六次産業化の取組」、「地域の農林水産物の利用」を挙げている。この二つを促進することによる、農林漁業者の所得確保を通じて「農林水産物の価格低迷による所得の減少」、「高齢化や過疎化の進展」という問題を解決しようとしていることが分かる。「第六次産業化法」は全部で３つの章で構成されていて、第一章では「六次産業化法」の目的として「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等（「六次産業化」）に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とする。」とある。第二章は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等」という第六次産業関係の章である。この章は国からの第六次産業化に対する支援などが述べられている。第三章は、「地域の農林水産物の利用の促進」という地産地消関係の章である。この章には、国や地方公共団体の責務などが述べられている。「六次産業化法」により、六次産業化しようとする農家は様々な支援を受けることが出来る。しかし、そのためには「総合化事業計画（第六次産業化)」の認定を受けなければならない。

ⅱ)「総合化事業計画」の認定

ここでは、「総合化事業計画」の認定について述べていく。まずは、「総合化事業計画」の認定要件を述べる。

・「総合化事業計画」の認定要件

①【事業主体】農林漁業者が行なうものであること

例）農林漁業者、農林漁業者の組織する団体（農協、集落素組織等）※任意組織も可

②【事業内容】次のいずれかを行なうこと

ア）自らの生産等に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行なう新商品の開発、生産又は需要の開拓
イ）自らの生産等にかかる農林水産物等について行う新たな販売の方法の導入又は販売の方式の改善
ウ）ア又はイに掲げる措置を行なうために必要な生産等の方式の改善
③【経営の改善】次の２つの指標の全てが満たされること
ア）対象商品の指標
農林水産物等及び新商品の売上高が５年間で５％以上増加すること
イ）事業主体の指標
農林漁業及び関連事業の所得が、事業開始時から終了時までに向上し、終了年度は黒字となること
④【計画期間】５年以内（３～５年が望ましい）
　認定要件を見て分かることは、国からの支援があるためにノルマのようなものがあり、ノルマを達成できないようなら認定されない、と厳しいもののように思われる。そのため、「６次産業化プランナー」、「６次産業化サポートセンター」という六次産業化の相談を受けてくれ、サポートしてくれる機関が全都道府県に設置されている。次に認定までのフォローを述べる。

・認定までのフォロー
①構想の具体化→②事業内容、販売・資金計画等の具体化→③認定申請書の作成→④認定の手順を踏むことによって、「総合化事業計画」の認定を受けることが出来る。①構想の具体化、②事業内容、販売・資金計画等の具体化③認定申請書の作成など、どのように作成すればいいか分からないものなどは、全都道府県に設置してある、「６次産業化プランナー」「６次産業化サポートセンター」などに相談することが出来る。

ⅲ）「総合化事業計画」の認定後の支援等

　「総合化事業計画」の認定後の支援等としては、「事業者の取組に対する資金援助」、「交付金」、「施設整備等の手続き」の３つがある。

・「事業者の取組に対する資金援助」

○無利子融資資金（改良資金等）の償還期限・据置期間の延長
償還１０年→１２年、据置３年→５年　上限額個人５千万円、法人・団体１億５千万円（改良資金の場合）
○促進事業者に対する無利子融資資金（改良資金等）の貸付
○短期運転資金（＊スーパーＳ資金）の貸付
（上限額認定された個人：１千万円、法人：４千万円、金利１．５％）
○食品の加工・販売に関する資金についての債務保証

○新商品開発、販路開拓等に対する補助（補助率：通常１/２→認定２/３）
○農業法人等が新たに加工・販売等へ取り組む場合の施設整備に対する補助（補助率：1/2等）
＊認定農業者及び六次産業化法認定者に対して、それぞれの計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な低利運転資金のこと

・「交付金」
○産地リレーによる野菜の契約取引について認定事業者のリスク軽減（交付金交付）
・「施設設備等の手続き」
○直売施設等を建築する際の農地転用等の手続きを簡素化
○市街化調整区域内で施設整備（開発行為）を行う場合の審査手続きを簡素化
・「その他」
○農林水産省ＨＰ（本省及び各地方農政局等）において認定事業者名を掲載・公表
○広報誌、メルマガ等の広報媒体への掲載
○認定事業者向けの仲間づくり、研修会の開催、情報提供等

「総合化事業化計画」の認定を受けることでこれらの支援を受けることが出来る。この支援により、農業の最大のネックでもある資金問題の解決になる。第六次産業を始められるという状態になったとしても、雇用や店舗を用意するための経営資金や設備投資費用などで、多額の資金が必要になる。それに経営を軌道に乗せるためには、ある程度の宣伝も行わなければならず、さらに費用が掛かる。「総合化事業計画」の認定を受けることで、これらの問題の解決になるのである。

２.３　第六次産業の例

ここでは、第六次産業化することによって、どのような効果があったのかということを、例を用いて述べる。

ｉ）加部島特産の甘夏みかんの生産・加工・ 販売　（佐賀県唐津市）

取組の概要
・安全・安心に配慮した、無化学肥料・酵素微生物を活用した甘夏みかんの栽培・販売
・甘夏みかんのおいしさをそのまま生かしたゼリーを開発し製造・販売

取組に至った経緯
・平成元年に呼子大橋開通により観光客が増加
・特産品の甘夏みかんの販売だけでなく観光客に喜ばれるような商品の開発への取組
・農家の主婦３名が「甘夏かあちゃん」という加工・販売グループを設立

活用した支援施策（補助事業等）
・農業近代化資金　（農林水産省）
・さが農業起業家支援事業　（佐賀県）

取組の効果

・甘夏みかんの評価の上昇、による収入増

売上高 １００万円（Ｈ２）→６,０００万円（Ｈ２１）

・雇用数 ４人（Ｈ２）→１２人（Ｈ２１）

・栽培面積 １ha(Ｈ２)→３ha(Ｈ２２）

・地域の雇用確保に貢献できた（１２人（Ｈ２１））

ⅱ）安全・安心に基軸をおいた野菜の生産・ 加工・販売 農業生産法人

有限会社 四位農園（宮崎県小林市）

取組の概要

・平成１８年から直営農場を中心に生産した野菜を自社農産加工場で加工・販売

・平成１５年から野菜の品質・鮮度保持に貢献する生産システムを導入

取組に至った経緯

・自らが生産～加工まで責任をもって消費者等ニーズに対応したいと考えた

活用した支援策

・農業・食品産業競争力強化支援事業（広域連携等産地競争力強化支援事業）

（農林水産省）

取組の効果

・雇用人数 56 人（H15）→125 人（H22）

・取扱量の大幅増加 （ほうれんそう取扱量）

原料用 2,000 トン（H17）→700 トン（H21）

加工用 0 トン（H17）→1,500 トン（H21）

ここでは２つの例を述べたが、これらの例には共通する事項がある。まず、六次産業化に取り組むにあたって、国や地方公共団体の支援策を活用していることである。さらに、第六次産業化することにより、雇用人数の増加、売上高の増加という効果を得ていることである。

２.４ 解決策２ 考察

ここで、「第六次産業化」が農業問題の解決策になるのかを考察する。「第六次産業化」のメリットとしては、以下のものがある。

・収入の安定

第１次産業の収入というのは、作物・収穫物を市場に卸すことで得られるが、農業の場合、天候不順や冷害によって不作が発生する、豊作すぎて生産調整を行わなければならない、など自然と市場原理に収入が左右される。しかし第６次産業の場合、農作物をそのままではなく調理・加工・パッケージングして販売することが出来るので、市場への卸価格に左右されることなく安定した収入が得ることができる。また、流通・販売まで直営なので中

間コストを削減できる というのもメリットの一つである。

・「作物のブランド化」

現在、農作物というものは近代的農業で生育すれば、気候風土が違う土地で作っても大体画一化される。日本で流通している野菜の多くは、病気に強く生産量が安定している品種なので、作物の画一化はより一層顕著なものである。逆に、練馬大根や京野菜などの伝統野菜は、生産量が安定しないものの、ブランドとしての価値があるため、市場に出ている品種よりも高い価格で卸すことが出来る。このように、作物のブランド化を図ることによって、画一化された品種とは一線を画すことができ、高い付加価値を付けて販売することが出来るのである。

・新しい雇用の創出

上の例にもあるように、「第六次産業化」することによって雇用の創出にもなる。生産、加工、流通をしなければならない、また規模を拡大することにより労働力が必要になるからである。また、雇用が増えることにより若い世代が地域にとどまり、農業技術の継承などが行われる。

これらのメリットは、農業問題の解決策になると考える。「収入の安定」により、賃金も一般の企業と同じくらいに払えるようになると思うので、地元志向の若者などが集まり、ⅰ）若者の農業離れの解決になる。また、上の例を見ても分かるように、「第六次産業化」することによって、売上高や取扱量の増加につながっている。このことからⅱ）農業の定収入性も解決する。最後にⅲ）新規参入のしにくさであるが、これも「六次産業化」した農家に弟子入りし、農業について教えてもらうなどすることで解決すると考える。

4章　考察

農業問題の要因であるⅰ）若者の農業離れⅱ）農業の低収入性ⅲ）新規参入のしにくさを解決するために「農業法人」と「第六次産業」を用いて述べてきた。どちらも、ⅰ）ⅱ）ⅲ）の問題をすべて解決できるが、「農業法人」は特にⅰ）ⅲ）の、「第六次産業」は特にⅱ）の問題の解決策として大きな効果を発揮すると考えられる。「農業法人」では、若者側も農業法人で働くことで、「農業のイロハ」「経営の仕方」などを学び独立を目指す、法人側も、独立を目指す若者を採用するなどしているのでⅰ）ⅲ）に対する大きい効果が得られる。「第六次産業」は作物のブランド化や流通費の削減など「儲かる農業」を目指しているため、ⅱ）で大きな効果が得られる。理想としては、農業法人化し経営の見直し、雇用環境の整備などをして、第六次産業化することである。ⅰ）ⅱ）ⅲ）のすべてに効果を発揮するからだ。

おわりに

日本の農業問題を「農家の高齢化」「農家数の減少」と定義し、解決策として「農業法人」「第六次産業化」を用いた。これらを調べていると国や地方自治体の支援なども豊富であり、今ある農業法人数や六次産業化している農家数よりも多くてもいいはずだと思った。その原因として、多くの農家が、支援があることを知らず、なかなか行動に移せていないのではないかと考える。農家側としても主体的に動くことも大切だが、国や地方公共団体としてももっと広告などに力を入れて農家に知らせるようにすれば、さらに効率的に農業問題が解決すると思う。高度経済成長により、力を失った農業であるが、その復活には高度経済成長に学ぶことがあると思う。法人化、付加価値の創造などは高度経済成長に企業が行ってきたことである。このように、企業などが高度経済成長に行ってきたことなどを分析し農業に生かしていくことが大切なのではないだろうか。

参考文献

・農業法人設立の手引き（平成 21 年度版）　福島県農業会議
http://www.fnkaigi.com/assist/21seturitutebiki.pdf#search=
・生産・加工・流通を一手に行う第六次産業化は農家を救うか？ － 就農術
http://shuno-jutsu.com/shuno/sixth-industry.html
・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律
http://law.e-gov.go.jp/announce/H22HO067.html
・農林水産省　農林業サンサス
http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/index.html
・農林水産省　農山漁村の 6 次産業化
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html